

福岡県福祉労働部福祉総務課  
 内線：3214  
 直通：092-643-3246  
 担当：森久

平成29年7月九州北部豪雨災害における長期避難世帯の認定解除について

- 県では、平成29年7月九州北部豪雨災害により甚大な被害を受けた朝倉市の6地区について、発災後も危険な状況が継続していたこと、また、災害復旧工事が長期間続く見込みであったことから、30年10月、この6地区の91世帯を被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯に認定しておりました。
- このうち、朝倉市から4地区64世帯について認定解除の申請があり、県では、次の2点について確認したため、本日をもって長期避難世帯の認定を解除します。
  - ・ 応急復旧工事の進捗により、二次災害のおそれが軽減されていること。
  - ・ これまで当該地区に発令されていた避難準備・高齢者等避難開始の措置が解除され、居住不能状態が解消されたこと。
- これにより、地区内に自由に立ち入ることができるようになり、望まれる方は、地区内での御自宅の再建も可能となります。
- 県では、引き続き、仮住まいを余儀なくされている方々の住宅再建を支援するとともに、被災した道路や河川等の復旧を着実に進めるなど、被災地の復旧・復興に全力で取り組んでまいります。

1 長期避難世帯の認定状況（太枠は今回認定解除）

市町村名	地 域 名		認定世帯数	解除世帯数
朝倉市	杷木松末の一部	乙石（おといし）地区	12	0
		中村地区	16	16
		石詰（いしづめ）地区	16	16
		小河内（こごうち）地区	17	17
	黒川の一部	黒松地区	15	0
		疣目（いぼめ）地区	15	15
計			91	64

2 長期避難世帯認定を解除する日  
 令和2年4月21日

<参考>長期避難世帯について

○ 長期避難世帯とは、「火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯」をいう(被災者生活再建支援法第2条第2号ハ)。

○ 長期避難世帯となった日  
平成29年7月5日(発災日)

○ 長期避難世帯に認定された世帯は、支援金の支給において全壊世帯又は解体世帯と同様の取扱いとなり、最大300万円が支給される。

(1) 基礎支援金

・全壊又は解体 100万円 ・長期避難世帯 100万円 ・大規模半壊 50万円

(2) 加算支援金(住宅の再建方法に応じて(1)に加算)

・建設・購入 200万円 ・補修 100万円 ・賃借 50万円

注: 単身世帯は、基礎支援金及び加算支援金ともに3/4の額

○長期避難世帯の居住していた地域における住家被害の状況

		乙石	中村	石詰	小河内	黒松	疣目	計
世帯数		12	16	16	17	15	15	91
住家被害	全壊	9	10	10	10	11	9	59
	大規模半壊	1	1	0	2	0	0	4
	半壊	1	2	2	2	0	0	7
	一部損壊	0	2	3	3	4	2	14
	被害なし	1	1	1	0	0	4	7

認定に伴い、全壊と同様の取扱いとなった世帯(32世帯)

注: 住家被害の状況については、朝倉市からの報告によるもの。